

4 情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	98,800
情報・通信支援用具	上肢機能障害 2 級又は視覚障害 2 級以上の障害者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト (1) 上肢機能障害者（児）インテリキー、ジョイスティック等 (2) 視覚障害者（児）画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等 (3) 視覚障害者（児）スマートフォン用テンキーボード等	5 年	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのし得るもの	6 年	383,500
点字器	視覚障害者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
		(1) 標準型		
		ア 両面書真鍮板製	7 年	ア 10,712
		イ 両面書プラスチック製	7 年	イ 6,798
		(2) 携帯用		
		ア 片面書アルミニウム製	5 年	ア 7,416
		イ 片面書プラスチック製	5 年	イ 1,699

点字タイプライター	視覚障害２級以上の障害者で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の障害者（学齢児以上）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機
				85,000
				再生専用機 48,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の障害者（学齢児以上）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（学齢児以上）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上の障害者（学齢児以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読式
				10,300
				音声式 13,300
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害２級以上の障害者（学齢児以上）	地上デジタル放送のテレビ音声の受信が可能なもの	6年	30,000

聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6 年	88,900
人工喉頭	喉頭摘出者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	笛式 4 年 電動式 5 年	笛式
				5,150
				電動式 72,203
点字図書	情報の入手が主に点字である視覚障害者	点字により作成された図書	—	点字図書 価格
文字放送ラジオ	聴覚障害者であって、文字による情報を必要とするもの（学齢児以上）	F M文字多重放送の受信が可能なもの	6 年	23,000

備考 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。